

資料 1

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則

(昭和四十一年・三・三〇、文・厚令三)
改正(略)

(この症例の趣旨)

第一条 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第三百三十七号。以下「法」という。)第十一条第一号若しくは第二号若しくは法第十二条第一号若しくは第二号の規定に基づく学校又は理学療法士養成施設若しくは作業療法士養成施設(以下「養成施設」という。)の指定に関しては、理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号。以下「令」という。)に定めるところによる。

2 前項の学校とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及びこれに附設される同法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条に規定する各種学校をいう。

(理学療法士に係る学校又は養成施設の指定基準)

第二条 法第十一条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第五十六条第一項に規定する者(法第十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第五十六条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六条)による中等学校を卒業した者又は附則第三項各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、三年以上であること。

三 教育内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあっては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあっては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあっては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあっては五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあっては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。

五 理学療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上理学療法士業務に従事した者であること。

六 一学級の定員は、四十人以下であること。

七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。

八 適当な広さの実習室を有すること。

九 教育上必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他の設備を有すること。

十 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること。

十一 実習施設における臨床実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十二 管理及び維持経営の方法が確実であること。

2 法第十一条第二号の学校又は養成施設の指定基準は、次のとおりとする。

一 作業療法士その他法第十一条第二号の政令で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、三年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一の二に定めるもの以上であること。

四 別表第一の二に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあっては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあっては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあっては、一学級増すごとに一を加えた数)とすることができる。

五 前項五号から第十二号までに該当するものであること。

(作業療法士に係る学校又は養成施設の指定基準)

第三条 法第十二条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 前条の第一項第一号、第二号及び第六号から第十二号までに該当するものであること。

二 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。

三 別表第二に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち六人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあっては、一学級増すごとに三を加えた数)以上は作業療法士である専任教員であること。ただし、作業療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあっては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあっては、一学級増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあっては五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあっては、一学級増すごとに二を加えた数)とすることができる。

四 作業療法士である専任教員は、免許を受けた後五年以上作業療法士業務に従事した者であること。

2 法第十二条第二号の学校又は養成施設の指定基準は、次のとおりとする。

一 理学療法士その他法第十一条第二号の政令で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 教育の内容は、別表第二の二に定めるもの以上であること。

三 別表第二の二に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあっては、一学級増すごとに二を加えた数)以上は作業療法士である専任教員であること。ただし、作業療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあっては四人(一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあっては、一学級増すごとに一を加えた数)とすることができる。

四 前条第一項第六号から第十二号まで及び第二項第二号並びに前項第4号に該当するものであること。

(指定の申請書の記載事項等)

第四条 令第十条の申請書には、次に掲げる事項(公立の学校又は養成施設にあっては、第十二号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

一 設置者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称)

二 名称

三 位置

四 設置年月日

- 五 学則
- 六 長の氏名及び履歴
- 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
- 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- 九 教授用及び実習用の器械器具、標本、模型及び図書目録
- 十 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）並びに当該施設における実習用設備の概要
- 十一 実習施設における最近一年間の理学療法又は作業療法を受けた患者の延数（施設別に記載すること。）
- 十二 収支予算及び向こう二年間の財政計画

- 2 令第十六条の規定により読み替えて適用する令第十条の書面には、前項第二号から第十一号までに掲げる事項を記載しなければならない。
- 3 第一項の申請書又は前項の書面には、実習施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書を添えなければならない。（変更の承認又は届出を要する事項）

第五条 令第十一条第一項（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る。）若しくは同項第八条に掲げる事項又は実習施設とする。

2 令第十一条第二項の主務省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項（修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項を除く。次項において同じ。）とする。

3 令第十六条の規定により読み替えて適用する令第十一条愛二項若しくは第三号に掲げる事項又は同項第五号に掲げる事項とする。（報告を要する事項）

第六条 令第十二条（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該学年度の学年別学生数
- 二 全学年度における教育実施状況の概要
- 三 全学年度の卒業生数

（指定取消しの申請書等の記載事項）

第七条 令第十五条の申請書又は令第十六条の規定により読み替えて適用する令第十五条の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 指定の取消しを受けようとする理由
- 二 指定の取消しを受けようとする予定期日
- 三 在学中の学生があるときには、その措置

附則（略）

別表第一（略）

別表第一の二（略）

別表第二（第三条関係）

教 育 内 容	単位数	備 考
基礎分野	} 十四	
科学的思考の基盤 人間と生活		
専門基礎分野	十二	
人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	十二	
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	二	
専門分野	六	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
基礎作業療法学	五	
作業療法評価学	二十	
作業治療学	四	
地域作業療法学 臨床実習	十八	
合 計	九十三	

備考（略）

別表第二の二（第三条関係）

教 育 内 容	単位数	備 考
専門分野	六	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
基礎作業療法学	五	
作業療法評価学	二十	
作業治療学	四	
地域作業療法学 臨床実習	十八	
選択必修分野	九	専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合 計	六十二	

備考（略）

資料 2

理学療法士作業療法士養成施設指導要領について

[平成一一・三・三一、健政発三七九、各都道府県知事宛 厚生省健康政策局長通知]

今般、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和四十一年文部省・厚生省令第三号）の一部改正に伴い、「理学療法士作業療法士養成施設指導要領について」（昭和四十一年九月十四日医発第一〇九九号厚生省医務局長通知）を平成十一年四月一日をもって廃止し、新たに別添のとおり「理学療法士作業療法士養成施設指導要領」を定め、同日から施行することにしたので、貴管下の関係機関に対し周知徹底を図られるとともに、よろしく御指導方お願いする。

別添

理学療法士作業療法士養成施設指導要領

1 設置計画書に関する事項

- (1) 理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設（以下「養成施設」という。）について、厚生大臣の指定を受けようとするときは、その設置者は授業を開始しようとする日の一年前までに様式1による養成施設設置計画書をその設置予定地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出すること。
- (2) 養成施設の定員を増加するため、学則の変更について厚生大臣の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の一年前までに様式2による定員変更計画書を当該養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出すること。
- (3) 都道府県知事は、養成施設設置計画書又は定員変更計画書を厚生大臣に進達するに際しては、当該養成施設の設置又は定員の増加の適否に関して意見を付されたいこと。

2 一般的事項

- (1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下「指定規則」という。）第二条第一項の指定の申請は、授業を開始しようとする日の六ヶ月前までに、その設置予定地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出すること。
- (2) 指定規則第三条第一項の変更の承認申請は、変更を行おうとする日の六ヶ月前までに、当該養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に提出すること。
- (3) 養成施設の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とする。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成施設の経理が他と明確に区別されていること。
- (6) 敷地、校舎は、養成施設の設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。

3 教員に関する事項

- (1) 専任教員の一人一週間あたりの担当授業時間数は過重のならないよう一〇時間を標準とすること。
- (2) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ担当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とすること。

4 生徒に関する事項

- (1) 学則の定められた学生定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとする。
- (4) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置が講ぜられていること。

5 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすること。
- (2) 指定規則別表第一の二及び別表第二の二に定める選択必修分野の教育内容については専門分野を中心に教授するものとし、その選択に当たってはそれぞれの養成施設の特色が明らかになるよう特に配慮すること。
- (3) 単位の計算方法については、一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準として、授業方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、一単位の授業時間数は、講義及び演習については一五時間から三〇時間、実験、実習及び実技については三〇時間から四五時間の範囲で定めること。

なお、時間数は、実際に講義、演習などが行われる時間を持って計算すること。

- (4) 臨床実習については、一単位を四五時間の実習をもって構成することとし、実習時間の三分の二以上は病院または診療所において行うこと。
- (5) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。また、指定規則別表一、一の二、二及び二の二の備考二に定める大学、高等専門学校、養成施設等に在籍していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成施設における教育内容に該当するものと認められる場合は、当該養成施設における履修に替えることができること。

6 教室及び実習室等に関する事項

(1) 理学療法士養成施設

左記教室及び実習室等を有すること。

ア 普通教室

学生定員一人当たり一、六五㎡以上であること。

イ 講堂

(7) 全校生徒が一時に収容可能な広さを有すること。

(1) 暗幕設備を有すること。

ウ 図書館

エ 基礎医学実習室

オ 理学療法実習室

(7) 機能訓練質

(1) 治療室

検査測定・治療台一〇台（学年定員二〇人の場合）を収容し実習が可能な広さで、かつ、電気・アース設備を有すること。

(7) 装具加工室

- (e) 水浴室
- (f) 日常動作訓練室
和室（四、五畳以上）及び洋室を有すること。
台所（車椅子用・立位用）・風呂・洗面所・便所及び押入れの設備を有すること。
- (g) ロッカールーム又は更衣室

(2) 作業療法士養成施設

左記教室及び実習室等を有すること。

ア 普通教室・講堂・図書室・基礎医学実習室及びロッカールーム又は更衣室は、理学療法士養成施設と同様とする。

イ 作業療法実習室

- (ア) 木工室
 - (イ) 金工室
 - (ウ) 陶工室
 - (エ) 織物室
 - (オ) 手工芸室
 - (カ) 絵画室
 - (キ) レクリエーション室
 - (ク) 装具加工室
 - (ケ) 日常動作訓練室
- (ケ)については、理学療法士養成施設と同様とする。

7 教育上必要な機械器具等に関する事項

- (1) 教育上必要な機械器具・標本及び模型は、別添2に掲げる数以上を有すること。
- (2) 教育上必要な専門図書（洋書を含む）は一〇〇〇冊以上とし、このうち理学療法士養成施設においては、理学療法関係図書を、作業療法士養成施設においては作業療法関係図書をそれぞれ二〇種を超えて一〇〇冊以上を整備していること。
学術雑誌（外国雑誌を含む）は、二〇種以上を整備していること。

8 実習施設に関する事項

- (1) 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関して相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関して相当の経験を有する作業療法士とし、かつ、そのうち少なくとも一人は免許を受けた後三年以上業務に従事したものであること。
- (2) 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は二対一程度とすることが望ましいこと。
- (3) 実習施設のうち少なくとも一カ所は養成施設に近接していることが望ましい。
- (4) 実習施設には実習を行ううえに必要な機械器具を備えていること。

9 その他

- (1) 入学金・授業料・実習費等は適当な額であり、学生又はその父兄から寄付金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 事務管理を適正、かつ、確実に行うものとし、このため原則として専任の事務職員を置くこと。
- (3) 指定規則第七条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

様式1 (略)

様式2 (略)

別添1

理学療法士養成施設 (略)

作業療法士養成施設

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤	14	科学的・論理的思考を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う内容とする。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解できるようにする。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を育成する。
	人間と生活 (小計)	(14)	
専門基礎分野	人間の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できるようにする。 健康、疾病及び障害について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を培う。 国民の保健医療福祉の推進のために作業療法士が果たす役割について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を育成する。
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	12	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	2	
	(小計)	(26)	
専門分野	基礎作業療法学	6	系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の過程について必要な知識と技術を修得し、職業倫理を高める態度を養う。 作業療法過程における作業療法評価（職業関連を含む）の枠組みについての知識と技術を習得する。 保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、各疾患、各障害への作業の適応について知識と技術を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な問題解決能力を養う。 家庭生活、地域生活、職業関連生活等における作業行動の形成について、各障害に即した地域ケア活動を展開するための能力を養う。 社会的ニーズの多様化に対応した臨時的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践力を身につける。学内における臨床演習を行った後に、各障害、各病期、各年齢層を偏りなく行う。
	作業療法評価学	5	
	作業治療学	20	
	地域作業療法学	4	
	臨床実習	18	
合計		93	

別添2

1 教育上必要な機械器具について

ア 理学療法士養成施設 (略)

イ 作業療法士施設

品名	数量	備考
動物解剖器具	2人で1	
解剖台	4人で1	
人体解剖用スライド	1	骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含み50枚以上
血圧計	2人で1	各種
聴診器	2人で1	
心電図計測用具一式	2	モニター用を含む
心筋動物実験用具	4人で1	
スパイロメーター	20人で1	
呼気ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量の分析が行えるもの
ヘモクロビン酸素飽和度測定装置	1	
筋電図計測用具一式	1	2チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝道速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付
神経筋動物実験用具一式	10人で1	オシロスコープ、記録計、プレアンプ刺激装置等
神経検査器具一式	4人で1	打鍵器、音叉、触覚、痛覚、識別覚等
視力表	1	
色盲表	1	
トレッドミル	1	角度調節可能なもの
自転車エルゴメーター	10人で1	
ハンドルエルゴメーター	1	
マスターステップテスト	1	
マルチン人体測定器一式	10人で1	
顕微鏡	10人で1	油浸集光器付
ストップウォッチ	2人で1	
メトロノーム	10人で1	
医薬品保管用冷蔵庫	1	
多用途記録装置	1	
重心動揺分析装置	1	
運動解析装置	1	
木工台	4人で1	
電気炉	1	学生数に合わせて整備
ろくろ		
電動	4人で1	
手廻し	4人で1	
絵つけ用	4人で1	
陶工用小道具一式	4人で1	
絵つけ用用具一式	4人で1	
電動ボール盤	1	
手動式木工用具一式	4人で1	各種
電動木工用具一式	4人で1	各種
作業台	4人で1	
七宝炉	1	学生数に合わせて整備
金工用具一式	4人で1	各種
卓上織器	4人で1	
床上織器	1	
織物附属品一式	4人で1	整経台、糸巻き器等
革細工用具一式	4人で1	
モザイク用具一式	4人で1	
絵画用具一式	4人で1	
園芸用具一式	4人で1	
検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む
上肢機能検査器具	10人で1	3種
形態測定器具一式		身長計、体重計、座高計等
メジャー	1	
関節角度計一式	各種	
ピンチメーター一式	各種	
握力計一式	各種	
背筋力計	1	
表面温度計	4人で1	
視野計	1	

フリッカー	10人で1	
発達検査器具	10人で1	3種以上
知覚・認知検査器具	10人で1	3種以上
心理検査器具	10人で1	3種以上、知能検査を含む
サンディング用具一式	10人で1	ボード、ブロック、テーブルを含む
砂袋一式	10人で1	各種
バイオフィードバック機器	10人で1	
姿勢鏡	1	
作業療法用音響再生装置一式	1	
スポーツ用具一式	1	各種
娯楽用ゲーム一式	1	各種
運動遊具一式	10人で1	各種
玩具一式	10人で1	各種
実習モデル人形	10人で1	小児
障害者用パーソナルコンピュータ	各種	
義手		
上腕義手・能動式	1	完成用部品を含む
上腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む
肩義手・装飾用	1	完成用部品を含む
肩義手・能動式普通用	1	完成用部品を含む
肩義手・能動式肩甲骨鎖骨切除用	1	完成用部品を含む
前腕義手・能動式	1	完成用部品を含む
前腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む
手義手・能動式	1	完成用部品を含む
手義手・装飾用	1	完成用部品を含む
手部義手	1	完成用部品を含む
手指義手	1	完成用部品を含む
作業用義手	1	完成用部品を含む
但し各部品の共用は可		
義手チェックアウト用具一式	4人で1	
義足及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
スプリント	10種以上	手関節背屈副子、母子対立副子、屈曲ミット、ナックルバンダー、テノデーシススプリント、肩外転副子、その他のダイナミックスプリント、夜間スプリント等
スプリント製作用具一式	4人で1	電熱器、ヒートガンを含む
ギブス用具一式	1組	ギブス台、カッター、ギブスはさみを含む
各種装具及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
日常家具一式	1	
電気冷蔵庫	1	
電気洗濯機	1	
電動式ギャッチベッド	1	
電話機	3種	プッシュホン式、福祉電話等
調理道具一式	10人で1	食器を含む
改造衣類一式	10人で1	
掃除用具一式	1	
ラップボード	3	
ポータブル便器	3種	各種
標準車椅子	4人で1	
車椅子	5種	手押し型、リクライニング型、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付等
電動車椅子	1	4輪型、各種コントローラー付
サスペンションスリング	2	車椅子用、椅子用各1
アームスリング	3種	各種
自助具	40種以上	食事、排泄、更衣、整容、入浴、習字用等
腕可動支持器	10人で1	左・右用各1
トランスファーボード	4人で1	
リフター	2種	各種
杖	6種	各種
歩行器	5種	各種、歩行車を含む
台所ユニット（車椅子用）	1	
バスユニット（車椅子用）	1	
洗面台（車椅子用）	1	
入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア、手摺りを含む
環境制御装置一式	1	
コミュニケーションエイド	2種	
製図用具一式	4人で1	

職業適性検査器具	3	労働省編等
視聴覚教材各種	各1	
レントゲンフィルムビューアー	1	
鍵盤楽器	1	
パーソナルコンピュータ	4人で1	
(注) 各機械器具は教育に支障のない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共有することができる。		

2 模型及び標本

品名	数量	備考
人体骨格標本		
全身組立	10人で1	
全身個別	4人で1	
人体解剖模型	1	
呼吸器模型	1	
気管支肺血管分岐模型	1	
心臓模型	1	
血管系模型	1	
脳模型	1	
脊髄横断模型	1	
末梢神経系模型	1	
感覚器模型		
聴覚模型	1	
視覚模型	1	
関節種類模型	1	
筋模型		
上肢	2	
下肢	2	